

竹原市民生都市建設委員会

令和8年2月19日開会

(付託議案)

- 1 議案第17号 竹原市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案
- 2 議案第19号 竹原市火入れに関する条例の一部を改正する条例案
- 3 議案第20号 竹原市手数料条例の一部を改正する条例案
- 4 議案第22号 竹原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例案
- 5 議案第25号 令和7年度竹原市下水道事業会計補正予算(第1号)

(その他)

- 1 竹原こども園の運営について
- 2 町並み保存地区周辺地区景観舗装整備方針の検討について
- 3 閉会中の継続審査の申出について

(令和8年2月19日)

出席委員

氏 名	出 欠
下 垣 内 和 春	出 席
今 田 佳 男	出 席
宇 野 武 則	出 席
吉 田 基	出 席
山 元 経 穂	出 席
蕎 麦 田 俊 夫	出 席

委員外議員出席者

氏 名
道 法 知 江
大 川 弘 雄
堀 越 賢 二
高 重 洋 介
村 上 ま ゆ 子

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議 会 事 務 局 長 笹 原 章 弘

議会事務局主任主事 藤 原 侑 亮

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	内 山 修
市 民 福 祉 部 長	森 重 美 紀
建 設 部 長	岡 崎 太 一
健 康 こ ど も 未 来 課 長	住 田 昭 徳
建 設 課 長	古 川 芳 民
都 市 整 備 課 長	広 近 隆 幸
下 水 道 課 長	藤 本 嗣 正

午前9時54分 開会

○委員長（下垣内和春君） 皆さん、おはようございます。

定例会中の委員会を開催させていただきます。

それでは、開会前に委員長から一言申し上げます。

発言にあたっては、挙手の上、委員長の許可を終えた後、マイクを使用して発言していただきますよう、よろしくお願いいたします。

議事の進行ですが、議案ごとに詳細にわたる一問一答による質疑を行った後に委員間討議を行います。委員間討議の結果を踏まえ、質疑の再開、あるいは終結を決定し、質疑が終結いたしましたら、個別討論、個別表決と考えております。

以上の進行方法により会議を進めて参りますので、御了承のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は6名であります。

定足数に達しておりますので、令和8年第1回定例会の民生都市建設委員会を開会いたします。本日、当委員会に付託を受けております案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

副市長から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

副市長。

○副市長（内山修君） 皆様、おはようございます。

本日は令和8年第1回定例会に提案させていただきました議案のうち、議案第17号他4議案につきまして、説明させていただきますので、慎重なご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（下垣内和春君） ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。本委員会に付託された諸議案について、執行部の説明を受けて参ります。審査の都合上、審査の順序につきましては、お手元の付託議案審議順序表の順に行って参りたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） 異議なしと認め、そのように執り行います。なお、執行部からの説明は、以後、座ったまま行っていただいて結構でございます。

それでは、議案第20号竹原市手数料条例の一部を改正する条例案を議題とします。提案者の説明を求めます。

市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） それでは、議案第20号竹原市手数料条例の一部を改正する条例案を御説明します。議案等補足説明資料で説明させていただきますので、補足説明資料の1ページをご覧ください。

まず、1の概要でございます。広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例が一部改正され、広島県から本市に移譲されている事務権限の一部が県に戻されることに伴い、当該事務に係る手数料の規定を削除するものでございます。

2の県条例の一部改正の内容についてでございますが、理容師法、美容師法、クリーニング業法、旅館業法、公衆浴場法、興行場法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、温泉法における開設の届出とか営業の許可などの事務が竹原市のほうに権限委譲されておりました。それについて、返還するという内容でございます。対象市町は、竹原市外13市町でございます。この県条例につきましては、令和7年10月6日に既にもう公布されておまして、施行年月日は令和8年4月1日でございます。本市の事務の過去の届出、申請件数が3にございます。これを令和3年から令和6年の件数を表にしておりますが、見ていただいておりますように、年間でも数件、すべて合わせても数件しかございません。件数が少ない事務として、県に戻すほうが効果的ということで県に返還されるということになっております。次のページをご覧ください。4の変更後の届出、申請窓口でございます。変更後の窓口は広島県西部東保健所生活衛生課となります。円滑な移行のため、本市への届出、申請手続きに関する事前相談の際に、令和8年4月1日からの窓口の変更について、案内を行うこととしております。

次に、議案参考資料29ページをご覧ください。竹原市手数料条例の一部を改正する条例案の内容でございます。

2の改正の内容をご覧ください。ここに掲げております手数料の額についての規定を削

除するものでございます。

次のページをご覧ください。施行期日は令和8年4月1日、根拠法令は地方自治法第227条及び第228条でございます。説明は以上になります。

○委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

これより、質疑を行います。質疑のある方は順次挙手により、一問一答でお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

議案第17号竹原市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案を議題とします。提案者の説明を求めます。

健康こども未来課長。

○健康こども未来課長（住田昭徳君） おはようございます。

それでは、議案第17号竹原市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案につきまして、御説明をさせていただきます。議案参考資料にて説明させていただきます。13ページをお開きください。

1の提案の要旨でございます。子ども・子育て支援法等の一部が改正されたことに伴い、新たな通園給付事業として、乳児等通園支援事業が創設されたことから、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関し、必要な事項を定めるものでございます。なお、この制度は令和7年4月1日において制度化され、令和8年4月1日より給付化されるといった流れになっております。

2の乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度の概要でございます。0歳6か月から満3歳未満の未就園児が保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中でこども園等を柔軟に利用できる通園給付事業であります。本通園給付事業において、事業者は前回議決をいただきました竹原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づく事業認可を前提として、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例に基づく確認を受けることにより、特定乳児等通園支援事業者として支

援事業を実施し、乳児等支援給付を受けることができるものとなります。

3の条例の主な内容でございます。特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について、内閣府令と同様の基準を定めるものであり、条例の主な内容につきましては、以下に記載をさせていただいております。（１）利用定員に関する基準、事業者は1時間当たりの利用定員を定めるとともに開所日数及び時間等を考慮して、1月当たりの利用定員を定めること。（２）事業者の運営に関する基準でございます。まず、アといたしまして、初めて利用する子どもの保護者と面談を実施し、重要事項を記載した文書を交付して説明した上で同意を得ること。イ、利用の申込みを受けたときは正当な理由がなければ、これを拒んではならない。ウ、保護者から利用者負担の支払いを受けることができる。エ、保育所保育指針に準じて、個々の子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、支援の提供を行うこと。オ、事業の目的、職員の体制などの重要事項を記載した運営規程を定めることとなっております。

4の施行期日は令和8年4月1日。

5、根拠法令は子ども・子育て支援法第46条、第54条の3となります。

最後に、別添議案等補足説明資料のほうをご覧ください。この度は新たな基準条例の制定となりますので、内容につきまして、先ほどの説明と重複する部分がありますが、一覧表のほうにまとめさせていただきました。後程、御覧いただければというふうに思っております。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（下垣内和春君） ありがとうございました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は順次挙手により、一問一答でお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

議案第22号竹原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。提案者の説明を求めます。

健康こども未来課長。

○健康こども未来課長（住田昭徳君） 議案第22号竹原市乳児等通園支援事業の設備及

び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきまして御説明いたします。
議案参考資料にて説明させていただきます。41ページをお開きください。

なお、この度の改正議案につきましては、前回12月議会にて議決をいただきましたが、その後、国の基準におきまして、条項の追加並びに文言修正が行われたことに伴い、本条例に関しまして、同様に改正を行う内容となっております。

1の提案の要旨でございます。乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、必要な規定を整備するものでございます。

2の改正の内容でございます。2項目でございます。（1）特定教育保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域において、特例保育を行う事業者が当該特例保育事業所において、一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、設備基準及び職員配置基準に係る規定を適用しないこととするものでございます。（2）はその他所要の改正を行う内容となります。ここで新旧対照表、44ページをご覧くださいと思います。今、申し上げた内容のうち、（1）につきましては、第23条の次に第23条の2として追加となっております。（2）につきましては、条例全般にわたりまして、乳児等通園支援事業者の職員を乳児等通園支援事業所の職員に改めるなど、文言整理を行っております。

3の施行期日は公布の日、ただし、第23条の2の規定につきましては、令和8年4月1日となります。

4の根拠法令は、児童福祉法第34条の16となります。説明は以上となります。

よろしくお願いいたします。

○委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。これより、質疑を行います。質疑のある方は順次挙手により、一問一答でお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） ないようですので、ここで説明を入れ替えます。説明員の方は退出していただいて結構です。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前10時08分 休憩

午前10時11分 再開

○委員長（下垣内和春君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

議案第１９号竹原市火入れに関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。提案者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（古川芳民君） おはようございます。

それでは、建設課より火入れに関する条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。資料については２９ページ、議案第１９号をご覧ください。議案第１９号竹原市火入れに関する条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

本案は、火入れの許可に関わる気象情報の内容を改めるものでございます。改正の内容につきましましては、火入れの中止等を義務づける気象情報の内容について、新たに林野火災に関する注意報を追加するとともに、異常乾燥注意報を乾燥注意報に改めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

これより、質疑を行います。質疑のある方は順次挙手により、一問一答でお願いいたします。ありませんか。

今田副委員長。

○副委員長（今田佳男君） 今回、こういうことなんですが、今、神明祭りが盛んに行われていて、該当するか。それから、農家の方が近場で草をですね、焼かれる場合も時々あるみたいなんですが、この点について、ここの条例との関係というか、注意していただくこととかというのがあればお願いします。

○委員長（下垣内和春君） 建設課長。

○建設課長（古川芳民君） 今回の条例改正と神明さんとの関係になってくるかと思いますが、今回の条例におきましてはですね、火入れにつきまして、森林法に基づく定義がなされておりまして、造林や開墾とか害虫駆除、焼き畑などですね、森林やその周辺の土地を広範囲に焼却する、立木や雑草広範囲に焼却する行為を今回、火入れの行為としてしておりますので、今回の神明さんについてはこの条例には該当しないものと考えております。一般の野焼きにつきましては、当然、廃棄物処理法の関係から原則禁止となされて

いるところでございます。

一応、神明さんにつきましてはですね、やはり、大きな煙が出たり、大きな炎が出たりということで、火災と紛らわしいということで、火災予防条例のほうではですね、各所管の消防署に届出を行っていただくようお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いします。

○委員長（下垣内和春君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

議案第25号令和7年度竹原市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。提案者の説明を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（藤本嗣正君） それでは、議案第25号令和7年度竹原市下水道事業会計補正予算第1号について、説明いたします。別冊となっています令和7年度竹原市下水道事業会計補正予算書第1号をお開きください。

今回の補正は、主に次の4点の理由でございます。1点目は、令和6年度決算の確定に伴います減価償却費や企業債償還金の精算、2点目は、収益状況の変化を踏まえた収入見込みの見直し、3点目は、各種事業の精算見込みに基づく事業費の調整、4点目は、国庫補助金の内示減に伴います事業内容の見直し、これらを踏まえ、実績及び執行見込みに即した予算に整理するため、所要の補正を行うものでございます。

それでは、補正予算書の3ページをお開きください。第2条収益的収入及び支出の補正でございます。収入では、第1款下水道事業収益を640万2,000円減額し、6億4,716万3,000円とし、また支出では、第1款下水道事業費用を791万7,000円減額し、6億1,409万5,000円とするものでございます。

次に、第3条資本的収入及び支出の補正でございます。収入では、第1款資本的収入を1,523万3,000円減額し、8億5,156万9,000円とし、支出では、第1款資本的支出を863万3,000円減額し、10億4,707万6,000円とするものでございます。

次に、第4条他会計からの負担金補助金及び出資金の補正についてでございます。予算書第10条中3億8,325万9,000円から272万9,000円減額し、3億8,053万円に改めるものでございます。

それでは、補正の内容につきまして、予算基礎資料により説明いたします。14ページをお開きください。

初めに、収益的収支の支出のほうから説明いたします。下段の支出の欄をご覧ください。営業費用として623万円、営業外費用として168万7,000円減額するものでございます。主な理由といたしましては、令和6年度工事の精算及び一部事業の翌年度繰り越しにより、取得資産額や企業債借入額が当初見込みを下回ったことに伴いまして、減価償却費、支払利息が減少したことによるものでございます。次に、収入について説明いたします。上段の収入の欄をご覧ください。営業収益を505万2,000円、営業外収益を135万円減額するものでございます。これは、令和6年度決算の確定や各種事業の精算見込みを反映し、収入額を実態に合わせて見直しをしたものでございます。

続いて、15ページをご覧ください。資本的収支の支出について、説明いたします。まず、下段の支出の欄をご覧ください。支出につきましては、企業債償還金が863万3,000円減額するものでございます。こちらにつきましては、令和6年度の事業精算及び繰越しにより、前年度の借入額が減少したことに伴います今年度の償還額が減少したものでございます。次に、収入について、説明いたします。上段の収入の欄をご覧ください。収入につきましては、国庫補助金の内示減及び工事費の精算に伴いまして、1,523万3,000円減額するものでございます。なお、国からの予算内示につきましては、当初要望額に対しまして、浸水対策等雨水の関連事業につきましては満額の内示がありましたが、一方で汚水の面整備につきましては内示率が92%となり、当初見込みを下回る結果となっております。このため、補助事業及び付随する単独事業の内容を見直しし、国庫補助金や企業債などの財源について、整理を行ったものでございます。なお、6ページから8ページが補正予算の実施計画書、9ページにはキャッシュフロー計算書、10ページ、11ページには予定貸借対照表となっております。こちらにつきましては、後程、御確認いただければと思います。以上で補正予算の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。これより、質疑を行います。質疑のある方は順次挙手により、一問一答でお願いいたします。ありませんか。

宇野委員。

○委員（宇野武則君） 大分工事着工以来、長期間になるわけですが、今、どれぐらいの整備がどれぐらいの率で完成しているのか。

○委員長（下垣内和春君） 下水道課長。

○下水道課長（藤本嗣正君） 現在の工事の整備率ということになります。今、222.5haに対しまして約170ぐらいha、150haか、150haぐらいいっていますので、概ね75%ぐらいはしているというような形になります。

○委員長（下垣内和春君） 宇野委員。

○委員（宇野武則君） これから、どのぐらいの計画で完了するんですか。

○委員長（下垣内和春君） 下水道課長。

○下水道課長（藤本嗣正君） 一応、概成を10年ということですね、今、ずっと説明させていただきまして、令和9年度を目標に今、事業を展開しているところでございますが、やはり今、場所のところでは中通地区とかですね、一部の区域において、本川の河川工事等が集中しております。そこら辺を含めまして、若干ですね、遅れるような予定で考えております。

○委員長（下垣内和春君） 宇野委員。

○委員（宇野武則君） 遅れるところを重複してやらなくても、他をやればいいじゃないか。

○委員長（下垣内和春君） 下水道課長。

○下水道課長（藤本嗣正君） そういう点もありますので、来年度におきましては、本川地区の中通とか大王とかというところを外したですね、田ノ浦とか、また引き続き、町並みのほうをですね、整備していく予定としております。

○委員長（下垣内和春君） 宇野委員。

○委員（宇野武則君） しょっちゅう言っているのですが、重複するところはね、契約段

階で調整してやらないと、やっぱりそういうことになってくるんよの。中通のほうがいい例よね。やっぱり、長期にわたる災害の工事をやっているわけだから、そこはやっぱり調整して発注していかないと、工事を発注したが、事業ができないといったら、業者も困るわけだから。だからね、お互いに庁内でちゃんと整理してやるようにしてくださいよ。

○委員長（下垣内和春君） 建設部長。

○建設部長（岡崎太一君） 工事重複期間の調整ですが、おっしゃるとおりですね、やっぱり今ですね、建設部の中だけでも水道、下水、各種事業等が重複している部分がございますので、そういったところは少しきめ細かにですね、事業調整会議等を設けてですね、なるべく市民の皆様にご迷惑をおかけしないようなことで調整していきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（下垣内和春君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） ないようですので、それでは、ここで委員による質疑を一旦保留し、暫時休憩いたします。説明員は退出願います。

午前１０時２４分 休憩

午前１０時２５分 再開

○委員長（下垣内和春君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

それでは、委員間討議を始めます。まず、第１１７条第１項の規定による委員外議員の出席または第２項の規定による委員外議員の発言について、要求のある方は申し出願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） 申し出がありませんので、付託議案についての委員間討議を始めます。これまでの質疑、答弁を踏まえ、各議案に対する意見、疑問点、追加の質疑等の必要性等発言がありましたら、挙手をお願いいたします。追加の質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） 以上をもって、本委員会の付託議案に対する質疑を終結いたします。

説明員を入席させますので、暫時休憩いたします。

午前１０時２６分 休憩

午前１０時２７分 再開

○委員長（下垣内和春君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

これより、本委員会への付託議案について、順次討論、採決に入ります。なお、討論、採決の順序につきましては、議案番号順に執り行って参ります。

議案第１７号竹原市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） これをもって、討論を終結いたします。これより、起立により採決いたします。本案は原案のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第１９号竹原市火入れに関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） これをもって、討論を終結いたします。これより、起立により採決いたします。本案は原案のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（下垣内和春君） 御着席ください。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第２０号竹原市手数料条例の一部を改正する条例案について、これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） これをもって、討論を終結いたします。これより、起立により採決いたします。本案は原案のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（下垣内和春君） 御着席ください。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第２２号竹原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） これをもって、討論を終結いたします。これより、起立により採決いたします。本案は原案のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（下垣内和春君） 御着席ください。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第２５号令和７年度竹原市下水道事業会計補正予算（第１号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） これをもって、討論を終結いたします。これより、起立により採決いたします。本案は原案のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（下垣内和春君） 御着席ください。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

当委員会に付託された議案はすべて議了いたしました。この際、お諮りいたします。ただいま議決しました本委員会への付託案件に対する委員会報告につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。また、本会議での委員長報告の内容につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、併せて議決事件の字句等の読み間違いにつきましては、後刻委員長において調整いたしますので、御了承願います。

その他の事項に入ります。説明員は退席いただいて結構です。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 32 分 休憩

午前 10 時 33 分 再開

○委員長（下垣内和春君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

市民福祉部から報告がありますので、これを受けたいと思います。市民福祉部長の発言を許可します。

市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） 本日はご多忙の中、引き続き、お時間をいただきまして誠にありがとうございます。

その他事項として、健康こども未来課から竹原こども園の運営について、ご報告させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（下垣内和春君） それでは、担当課から説明を求めます。

健康こども未来課長。

○健康こども未来課長（住田昭徳君） それでは、竹原こども園の運営につきまして、御説明させていただきます。別添の資料、その他報告の資料のですね、4 ページ、竹原市就学前教育・保育に関する基本方針、平成 29 年 6 月策定の概要をご覧くださいと思います。

1 の策定趣旨でございます。少子化に伴い、就学前施設の園児数が減少傾向にあることから、多様化する教育保育ニーズへの対応、老朽化施設の改修等の課題等に対処するため、平成 24 年竹原市教育・保育あり方検討委員会の答申の提出を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画においての重点プロジェクトを具現化し、子どもの健やかな成長とすべての子どもに質の高い就学前教育・保育を提供することを目的として、平成 29 年 6 月に竹原市

就学前教育・保育に関する基本方針を定めたものでございます。

2の各施設の状況でございます。策定当時の市内における福祉児童施設一覧でございます。中でも公立の施設に関しましては、そのほとんどが古くから旧耐震基準にて建設されたことがわかりいただけると思います。

3の方針の内容でございます。この基本方針では、まず、大きく3つの方針が定められております。1つ目が就学前教育・保育の今後の方向性というもので、2つ目が公立就学前教育・保育施設のあり方というもので、3つ目が就学前教育保育の推進に向けてであります。そのうち、2つ目の公立就学前教育・保育施設のあり方について、ここに3項目ほど抜粋をさせていただきます。（1）教育・保育と子育て支援サービスの提供でございます。地域の子育て拠点でもある就学前施設について、より良好な環境で良質な教育・保育の提供が受けられるよう、計画的に施設整備を行う。（2）が施設の適正規模と適正配置でございます。再整備する施設の位置や定員、提供サービス等については、集団教育・保育の確保を基底に児童数の推計や保護者ニーズ、地域の状況等を踏まえて検討を行う中で、中学校区ごとに教育・保育の供給体制の確保を図るため、適正な規模の施設を配置する。なお、小規模の園については定員20人を超えることは困難と見込まれる場合に統合の検討を始めるというふうになっております。なお、適正配置を検討するにあたり、市内を4つの中学校ブロックに分けており、竹原中学校区として3つほど掲げております。施設の老朽化及び園児数の減少により、竹原、竹原西、大井、中通保育所、竹原西幼稚園の規模と配置の再編を検討。2つ目が、施設改修費が低いと試算する竹原保育所は当面存続とし、竹原西、大井、中通保育所、竹原西幼稚園を統合して新施設を整備。新施設は90人を適正規模とするが、待機児童防止の観点から120人規模としてスタートすると。3つ目が新設整備後、園児数の推移を見ながら、私立園及び新施設での受け入れが可能と見込まれる時期に順次、公立園を新施設へ統合していくというふうに定められております。（3）が幼保一元化の推進、保護者の就労の有無に関わらず、施設を利用でき、保育時間も柔軟に選択できる。就学前の教育・保育と地域の子育て支援を一体的に行う認定こども園の整備に取り組むとしております。先ほど申し上げた3つ目の柱として、就学前教育・保育の推進ということがございましたが、こちらのほうは行政だけではなく、関係機関と

連携を行いながら、円滑な事業推進に努めることとされておりました。特に、私立の施設とより一層連携を密にし、ともに教育・保育の質の向上を目指して、竹原市内全体の充実を図るというふうに謳われております。繰り返しになりますけども、これらの答申及び基本方針に基づいて、今日の竹原市の就学前教育・保育の土台が築かれているということになります。

それでは、最初の１ページに戻っていただいてですね、この基本方針に基づいた竹原こども園の運営について、報告させていただきます。

１の概要についてですが、これは平成２４年の竹原市教育・保育あり方検討委員会の答申並びに平成２９年６月策定の竹原市就学前教育・保育に関する基本方針に基づき、公立園と私立園との共存のもと、公共施設の老朽化及び児童数の減少に対応するため、令和１３年度末をもって竹原こども園を廃止すると。廃止にあたっては、令和９年度より段階的に０歳児から受け入れを停止し、在園児については卒園できるよう措置するといった内容でございます。

２の基本方針を踏まえた公立こども園の状況ですが、こちらにつきましては、先ほど説明させていただきましたので、割愛させていただきます。後程、ご覧ください。

３の課題についてであります。現在、竹原こども園が抱えている課題が大きく３つございます。１つ目が児童数の減少でございます。児童数の減少に伴い、竹原中学校区における保育需要が減少傾向にあることから、教育・保育の質やサービスを保つための集団規模を踏まえ、竹原こども園のあり方を検討する必要があると。就学前保育を実施していく場合、スケールメリットを活かした保育は少なからず必要となるといった内容でございます。参考資料といたしまして、書かせていただいたのが、まず、アの人口、これは０歳から５歳児の人口の推移、それから、竹原中学校区の中での０から５歳児の人口の推移を書かせていただきました。次のページにいついていただいて、イになりますけども、こちらは竹原こども園の０から５歳児の入園児童数の推計で、こちらにつきましては、令和１３年、今までの実績と併せて、令和１３年までの推計という形で載せさせていただきました。特に、竹原こども園につきましては、概ね途中で増加している年もありますが、全体的には減少の傾向で６０人の規模を割り、令和１３年度には３０名から４０名の間になるといった推

計でございます。それから、ウの集団規模の考え方なんですが、これは当時、あり方検討委員会で出された答申の中に掲げられたことをこちらのほうに記述させていただいております。教育・保育の質やサービスを保つにはある程度の集団規模が必要とされ、園全体で60人以上であることが望ましいということ。ただ、すべて大規模の園に集約するのではなく、子どもの特性や保護者の意向に合わせた選択肢として、小規模園を残すほうがいいといった形。集団の中で成長が期待できないほどの小規模園、これが全体の20人なんですけども、これをですね、以下のふうになっていた場合には統廃合の検討の必要があるといった答申が当時出されております。それに対しまして、竹原中学校区の現状といたしまして、児童数の減少に伴い、竹原中学校区における保育需要は減少傾向にあること。また、竹原こども園につきましては、先ほど伊で申し上げましたけれども、園児数が60人を下回ってくるということ。竹原こども園を廃止した場合でも、受け皿となる認定こども園があるということで、これは今の中央こども園さん、それから大乘こども園さん、それからたけはらこども園のことになります。60人以上の園としては公立が1園、私立が1園で、60人未満の園として私立の1園ということで3園ということになります。次の(2)になります。施設の設置場所及び老朽化に係る課題でございます。大事なお子様を預かる施設として、建物の安全性の担保と維持のお話になろうかと思えます。ここでは、まず2つの視点がございます。1つ目が設置場所の課題でございます。竹原こども園は建物全体が土砂災害警戒区域、イエローゾーンとなりますが、土砂災害及び急傾斜地に指定されております。これは、全体が指定されているといった状況でございます。施設の老朽化に加え、建物裏側は急傾斜地による土砂災害の危険性があり、利用者の安全確保の観点から災害リスクのある施設となっているという問題がございます。それと、2つ目につきましては、修繕費の課題になります。施設の老朽化に伴い、修繕を繰り返している状況がございます。運営を継続する場合には築年数及び修繕状況を考慮しながら、今後10年以内を目途に長寿命化のための大規模修繕を検討する必要があることから、費用対効果も踏まえながら、竹原こども園のあり方全体を検討する必要があるといったことになります。なお、鉄筋コンクリートの法定耐用年数は50年で、竹原こども園は現在45年が経過しているといった状況でございます。

次に、3の私立園と公立園の補完関係の維持になります。先ほどの基本方針におきましてもご説明させていただきましたが、竹原市内における私立園では、法人設立の精神や理念を尊重しながら、竹原市の教育・保育水準の向上や多様なサービスの提供に努められておられ、私立園が長年大切に構築してきた教育・保育内容の多様性の面がございます。一方、公立園につきましては、行政機関として市内の保育・教育体制を補完あるいは機能を調整したりする役割があります。詳細につきましては、それぞれ表として記載させていただきました。これまで、園児数が多い時代もありましたけども、そのときには十分な園児が登園しており、私立園でも運営母体の経営とも成り立っておりましたが、現在では園児数も少なくなっている状況がございます。こうした双方の役割により、今日の就学前教育・保育は成り立っている意義からしましても、公立だけを中心に対応していくのではなく、集団規模のあり方を踏まえながら、両者が共存し、連携を密にしながら、ともに教育・保育の質の向上を目指し、竹原市全体の就学前教育・保育の充実を図る必要があるというふうに考えております。

次に、4の廃止に向けた取組でございます。（1）段階的募集停止になります。廃止する場合に1度に廃止するやり方ではなく、通園している園児が無事卒園できるよう、途中で転園する必要性がなるべく生じないように配慮が必要となって参ります。取り得る手法としては、段階的募集停止を行って参ります。年齢の小さいクラスから毎年1学年ずつ募集停止を行い、すべての園児が卒園する時点で廃止にするといった手法でございます。また、今後の説明対応等のスケジュールは以下の表のように考えております。

最後、5のこども計画における竹原地区の見込み量と確保量でございます。竹原こども園の新規入園児の募集を段階的に停止した場合であっても、竹原地区の必要量は他園で確保できる見込みとしております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

宇野委員。

○委員（宇野武則君） 私もこのこども園に何度か行かせてもらいましたが、将来、こう

いうことになるんだろうなという思いがありまして、ただ、小さい子どものことですからね、父兄の皆さんとは十分説明をしながら、理解してもらうような方法をね、皆さんで検討していただきたいなというふうに思っております。

○委員長（下垣内和春君） 健康こども未来課長。

○健康こども未来課長（住田昭徳君） ありがとうございます。やはりですね、保護者の方、子どももそうなんですけども、保護者の方の説明も含めてですね、十分に説明して参りたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○委員長（下垣内和春君） 他に質疑ありませんか。

山元委員。

○委員（山元経徳君） 本来、これも正副議長説明で説明を受けたことなんで、本来、質疑は慎まなければいけないところなんですけど、そのときにちょっと把握しなかった情報もちょっとあったので、質疑させていただきたいと思います。話している趣旨はよくわかりました。人口減少というか、少子化の中で役割を終えていくということで統合していきたい。また、私立の幼稚園とも連携しながら、その辺の十分キャパがあるので、その辺のことは、仮に廃止になっても心配することがないと。

ただ、1点ですね、ちょっとお聞きしたいのがですね、13年末に廃止するっていうことで、あと5、6年ですか。その中でですね、これ、予算の中身には入りませんので、来年度の次年度の令和8年度の事業で、出先機関Wi-Fi整備委託料で整備するところに竹原こども園が入っているわけですよ。もう、廃止するっていうところにこのお金、それで、さっき修繕の話が出ていましたけど、令和5年度でいったら78万円とか、これぐらいの額で、これはどれぐらいの振り分けなのかは知らないですよ。385万円という予算がついていて、ここへこれから投資する必要が果たしてあるのか。建物で先ほども話がありました。先ほど、宇野委員からもあったように、子どもの安全というか、職員の安全を守るために建物自体とか、そういうのはやっぱりしっかり耐震性とか、そういうものを維持していかなければいけないと思うんですよ。ただ、その1点でさっきの設置場所で、建物全体が土砂災害警戒区域にある中と災害リスクのある施設になっているところにこういうもう5年後に廃止するところへWi-Fiを果たして整備するっていうのがいいこと

なのかどうかというところをちょっと総合的な話ですが、その観点でお聞きしたいと思います。

○委員長（下垣内和春君） 健康こども未来課長。

○健康こども未来課長（住田昭徳君） 今、いただきましたW i - F i の設置なんですけれども、W i - F i の設置につきましては公立園3園に導入したといった経緯がございます。当然ながら、今まではW i - F i 等の設備がない中でですね、やはり保護者の方のいろんな、今のデジタル的な分野においてですね、やはりなかなか不便をおかけしているような現状の中、これは確かに竹原こども園を将来的に今日説明させていただいたように廃園にしていくという方針もありますが、そうは言いましても、来年、再来年の時点で廃止するわけではございませんので、その間、どうしてもそこには通ってこられる方もいらっしゃいます。その間はやはり公立園の中でも同じように我々は保育のサービスを提供していかなければならないことで、そこには費用を使用させていただいたという流れでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（下垣内和春君） 山元委員。

○委員（山元経穂君） 今、課長のご答弁にあったように、その辺のあと5年ぐらいあるからって、その間に利用者もいるっていうことは重々承知しているんですが、これはやっぱり考え方の違いですかね。いずれ廃園するところにやっぱりこれから投資していく。ただでなくても、市のほうで選択と集中ということで進めている中で、非常に難しい問題なんですけど、これ以上、私がここでしゃべると次年度の予算の話になってしまうので、もう、これ以上は控えておきたいと思いますので、もし、何か部長のほうでありましたら、一言お願いいたします。

○委員長（下垣内和春君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） 課長も申し上げましたように、これからまだ5年間運営をして参りますので、その運営の際には子どもたちや保護者に支障がないような運営を行って参りたいと考えております。次年度予算の話はしてはいけないんですけど、それについてはまた担当課とも詳細に話し合いながら、適切な費用執行をして参りたいと考えております。

○委員長（下垣内和春君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） ないようですので、ここで説明員を入れ替えます。説明員の方は退席していただいて結構です。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前１０時５２分 休憩

午前１１時５３分 再開

○委員長（下垣内和春君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

建設部から報告がありますので、これを受けたいと思います。建設部長の発言を許可いたします。

建設部長。

○建設部長（岡崎太一君） 引き続き、建設部からは町並み保存地区周辺地区景観舗装整備方針の検討についての１件となります。どうぞ慎重なご審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。以上です

○委員長（下垣内和春君） それでは、担当課から説明を受けて参ります。

都市整備課長。

○都市整備課長（広近隆幸君） それでは、失礼いたします。資料のほうをお開きください。町並み保存地区周辺地区景観舗装整備方針の検討について、説明させていただきます。

まず、１番目の趣旨になりますが、町並み保存地区とその周辺地区につきましては、歴史的建造物が多く存在しておりまして、竹原市固有の景観を形成しているものであります。地区内の石畳舗装につきましても、良好な景観の形成に重要な役割を果たしております。しかし、石畳の施工後、平成３年度から整備をして参りましたが、３０年以上が経過しておりまして、年々修繕箇所、それから修繕料もこれも増してきておりまして、今後の老朽化対策が課題となっているところでございます。そうしたところ、地区内では令和６年度から下水道事業、それと水道事業による整備が開始されておりまして、整備後の石畳舗装の復旧にあたって、景観形成の観点と今後のライフサイクルコストを考慮した舗装の復旧を検討する必要性が生じております。このことから景観舗装整備方針を策定し、整備方針に

基づいた石畳舗装の改修を進めることといたしております。

それで、今回現在の検討状況について、ご報告させていただきたいと思います。それでは、資料のほうを次のカラーの横長の資料のほうをお開きください。右側の上のほうにページ番号01番から振っておりますが、まず、ちょっと文字数が多いのですが、整備方針の検討についてですが、はしおって説明させていただきますと、現状の整理といたしまして、上位計画、総合計画でありますとか観光振興計画、そういったものに位置付けがされております。それから、右側のほうの青いところになりますけど、街路の状況、舗装の劣化とか破損状況などを整理しておりまして、そこから真ん中、課題の抽出としまして、周辺景観との調和や劣化、破損等の修繕を挙げております。資料の一番下になりますが、こういった現状とか、課題を踏まえまして、今後の景観舗装整備の方針として大きく3つ挙げておりまして、方針の1つ目としまして、歴史ある町並みと調和した街路の整備を目指し、現在の竹原らしい景観を継承していく。それから、方針の2番目としまして、耐久性、安全性を考慮するとともに、舗装の再整備、維持、修繕にかかるコストの削減を図っていく。それから、3つ目の方針としまして、舗装の改修が必要な範囲、そしてその施工方法、また、工事のスケジュールにつきましては、周辺住民や憧憬の路など各種イベントが開催されておりますので、開催時期に配慮するということで、こういった大きな方針3つを掲げまして、整備方針を策定するというふうなことでしております。

また、次のページをお開きください。現在の御影石と黒レンガによる整備を行っているところですが、こちらの現在の状況ということで、やはり経年の劣化と、それから車両が通行するといったことでありまして、ひび割れでありますとか、こういったぐらつきが全体に生じているというふうな状況があります。3ページをお開きください。この3つの整備方針を踏まえまして、単に原状回復をするということではなく、いろいろな比較検討も行った上で最良な復旧を進めていくということで、こちらの案の1から順に検討を行った内容をまとめております。1つ目の案の1としまして、既存の御影石、黒レンガをすべて新材で復旧するという案を案1としておりますが、こちらのほうでは重厚感があり、竹原らしい景観を維持できるというふうなことがある反面、コストが非常に高く、また黒レンガにつきましては耐久性であるとか、雨天時に非常に滑りやすいというふうなことがある。

こういった課題があるということになります。それから、案の2としまして、御影石、黒レンガに見た目が近いインターロッキングブロックを用いる案ということで、この案でいきますと、現在に近い景観を演出できる。また、コストも抑えられるというふうなこと、それから雨天時に滑りにくい、耐久性も高いということがあるんですが、やはりメインとなる本町通りもすべてこういったこととする、復旧するということになりますと、やはり現在の御影石、黒レンガと、インターロッキングブロックとは、やはり現物を見ると少し安っぽいといった、質感に劣るというふうな、こういったデメリットもあります。それから、3つ目の案ですが、可能な範囲で御影石を再利用しつつ、新材の御影石、インターロッキングブロックを用いるということで、こちらにつきましても、現在の景観に近いものが演出できる。それから、主要な路線に新材、それから再利用品の御影石を用いつつ、他の路線についてはインターロッキングブロックを用いるということで、コスト面ではかなり抑えることができるということになります。こうすることで、雨天時にも滑りにくく、また耐久性も上がるということでもあります。一番下のところにLCCと書いていますが、ライフサイクルコストとなりますが、こちらも非常に安く、将来にわたって維持管理費が低減されるというふうなメリットもあります。それから、4つ目としまして、真砂土を模した自然色のアスファルトということで、町並みの建物ということで江戸時代以降の建物ということで、当時の雰囲気とすれば、真砂土というふうな選択肢もあるということで、案の4として挙げさせていただいております。こういった場合には現在の竹原らしい景観というのが、ちょっと雰囲気がかなり大きく異なってくるというふうなことがあります。コストとしては、金額もここに掲げておりますようにかなり低くはなると、抑えられるというふうなこともあります。一番右側の列になりますが、参考ということで、この検討というよりは参考ということで、通常の一般の道路の黒いアスファルト、こういった場合ですべて復旧した場合には1億2,100万円ということですので、他の案1から4の経費比較ということでさせてもらっておりまして、こちらのほうはあくまで参考というふうなことでなっております。

ページの4から6ページのほうをご覧くださいと思います。この写真をすべて掲載しておりますが、左側の列が現状の写真で、それぞれ右側の列にはインターロッキングブ

ロック等で実施したものをイメージということで合成の写真で掲載しております。ちょっと、写真ではなかなか伝わりにくいんですが、現物を見ますと、かなりインターロッキングブロックというのはやはり質感とか、かなり劣ってしまうというふうなことでございます。6ページの下のほうをご覧ください。整備後の事業効果としまして、こういった整備方針によって復旧をした場合の事業効果を掲載しております。竹原らしい景観を維持しつつ、耐久性も向上ができる。それから、2つ目として、インターロッキングブロックで改修することで、補修にかかる経費、手間、そういったものの軽減に繋がるということになります。そして、3つ目としまして、降雨時に滑りにくくなるということで、安全性も向上するというふうなメリットもあります。資料の一番最初の縦長のほうへ戻っていただきたいと思います。

一番下の3番目、今後の予定ということで、現在市の内部のほうでこういった整備方針を検討しております。来月、専門家等、地域住民を含めた専門家等で構成しております景観審議会、あるいは伝統的建造物群保存地区審議会、こういった会議の中で市が検討している内容の方法に対して、説明をして意見をいただくこととしております。その後、住民説明会を開催しまして、住民の意見のほうも反映できるようなパブリックコメント等を実施いたしまして、最終的に整備方針をちょっと年度が変わる見込みなんですが、策定する計画として、8年度以降、下水道、水道工事に併せまして景観舗装の工事のほうを都市整備課のほうで実施して参りたいと考えております。説明は以上となります。

○委員長（下垣内和春君）　ありがとうございます。ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

宇野委員。

○委員（宇野武則君）　このレンガはね、私が委員長の折に大分やかましく言ったことがある。それでね、これを見たようにバラバラになっているでしょう。それでね、当時はね新しいの、新しいものに食いついたんよ。新しいものもいいと思ってね。こういうものはね、実績のあるものを選ぶのよ。それでね、これは工事の業者が経験不足でね、大三島なんかに行ったらわかるように、まだまだ畳1畳ぐらいのものなんだがね、全部レベルで測ってね、これ、縁が割れているでしょう。こうなっているのよ、やっぱり。段差が出てく

るのよ。コンクリで固めるものじゃないからね。下に真砂を入れているわけだから。真砂で抑えてとっているわけだから、こういう状況が出てくるのよ、間違いなしに。だからね、これは相当ね、業者そのものもね、経験が豊富でないとね、なかなか、この毎日ここは車が通るからね。大三島なんかは車が通らないから、人だから傷むことはない。ここは絶えず物を積んだ車が通りますからね、この角が皆、いっているでしょう。それでね、このレンガ、レンガなんかはあまりよろしくないのよ、この町並みにやる場合はね。必ず、ガタガタになるのよ。なるとね、やっぱり靴を履いた女性の方なんか、ハイヒールなんか、コーンとやったら取れるからね。ということで、私は相当、反対したのよ。しかし、業者が売り込んでくるから、業者は悪いことは言わないから。いいことを言って売り込んでくるからね、そこらをね、慎重にやらないと、やっぱり実績のある材料を使わないといけないのよ。これ、ずっと使うわけだから。それで、私が今、見ていて、この角が、私はこの町並みをよく歩いておりましたのでね、いつもこのレンガをやる前に下水道管を埋めたらどうかという提案もしたことがある。マスだけ造っておけば、レンガ通りの下水道をやるときにまた掘ることはないから、2層掘りというのが今、ありますからね。そういうことも言ったこともある。だからね、まともに聞いてもらってないから、こういうことになってくるのだが、大体ね、あまりこういうことはないのよ、普通はね。要するにレベルがピシャーっと一定にカチッとした設置をしていないからこうなる。車が通ったら、ガタガタになってきたら1発でこうなる。だからね、今も最近のなので、大分安くなるようなことですが、そこらはね、どこか実績のあるところがあれば、そこらも十分見ながらね、やっぱりこういうものを設定していかないと、そうそうやり替えられるものじゃないから、その点について、伺っておきます。

○委員長（下垣内和春君） 都市整備課長。

○都市整備課長（広近隆幸君） 現在の景観舗装につきましては、平成元年度にこういった町並みに調和した景観舗装をしていこうということで、調査検討業務を行いまして、その方針によりまして、平成3年度から整備していったということになっております。主には御影石とレンガを基調としてということで、やはりレンガにつきましては拠点部分、道路と道路が交差する辺りとか、そういったところに変化を持たせる。御影石だけでいきま

すと、やはり変化がないので、そういった配置も考えた上でレンガを用いるというふうな
ことになっております。今回検討した中で、やはりレンガというのは先ほど委員さんも言
われましたように、非常に安全性でありますとか、耐久性、車が通ったら、やはり長い時
間が経てば、やっぱり傷んでくるというふうなことがありますので、現時点での報告で言
いますと、レンガにつきましてはもう廃止して、レンガではなく、レンガ風のインターロ
ッキングブロック等に置き換えるというふうなことで、これは下水道工事、基本的には下
水道、水道工事で掘った箇所をやり替えていくんですけど、そうでない箇所につきましては
も、レンガにつきましては今後、経済性も含めて考えた結果、すべてインターロッキング
ブロックというふうなことで置き換えていきたいというふうに考えております。

○委員長（下垣内和春君） よろしいですか。

宇野委員。

○委員（宇野武則君） どっちにしてもね、観光客の人もかなり通る道なので、やっぱり
バラバラじゃなしにね、一体的に整備しておくほうがいい。レンガとか、こういうことじ
ゃだめなのよ。一体的にやっておけば、業者がシャツとして管理してくれるから。何かあ
った折も迅速に修繕もしてくれるからね。よくわかるじゃろ、この庁舎の壊れたのを、1
か月ほどで。来た折には、4人ぐらい来てから2人は遊んでいたが、ああいうことをしな
いように。もう、何十年もこれを使っていくわけだから。それと、これと関連するんじゃ
がね、私はずっと美化運動、そういう組織とね、一体的にやってもらったら、このレンガ
なんかでもちょっとおかしいと思ったら、すぐ連絡してもらうような、そういう組織をね、
あそこのまちの中で作っていかないとね、管理がなかなか、これからは難しいよね。地域
の人がやっぱりある程度管理してくれないと。そういうことを並行してね、考えてみたら
どうかなと思っているのです。あそこの日の丸写真館から竹鶴がまともに見えるんだけど
ね、一遍ね、担当課があそこの町並みを歩いて、これ、花壇のやつが30も40もあそこ
に投げているだろう。そこから草も生えている。非常に入口がね、景観に悪いのよ。ここ
を同じやるのなら、やっぱりそこらも並行して、唯一の町並みといたら観光地だからね。
そこらも担当課が連携してから、ぜひ、やってください。せっかく、旅館もできているの
に、あそこの縁に行ったら、もう冷蔵庫が何ぼもあるでしょう、あそこ。パアパアに開け

てから。あれは、もう10年ぐらい私は言っているのだが、なかなか一向に。あそこは電気屋さんだったからね、やり替えた冷蔵庫をあそこに置いているのよ。だからね、地主はね、あそこはいいよと、電気屋だったから。坂田さんの時計屋の隣、今、そば屋になっている、あそこがね。だから、あそこはそんなに広いことはないんだから、総合的にね。それから、長善寺の下のほうでも倉庫を壊したのだが、立会ができないと言って、バラバラよ。そこらも含めてね、せっかくの町並みだからね、総合的に整備するような方法を考えてください。その点、どうですか。

○委員長（下垣内和春君） 都市整備課長。

○都市整備課長（広近隆幸君） 今回は景観の舗装ということで、復旧していくということですけど、当然、言われますとおり、地域住民の方も住んでおられますし、イベント等で多くの方が竹原に来ていただくということで、やはりそういったおもてなしでありますとか、そういった観点も十分に考慮して、今回の復旧だけでなく、そういった今後の維持管理でありますとか、そういったこともちょっと含めて、どういった形になるかと、ちょっとすぐには答えられませんが、そういった観点も持って、他の機関とか住民とも協力、連携、調査検討して、そういった町並みの全体の価値の向上でありますとか、来客、観光客に喜んでもらえるようなということで考えております。

○委員長（下垣内和春君） 宇野委員。

○委員（宇野武則君） 近くの御手洗にしても鞆にしても、やっぱり地域の人が組織を作ってね、連携して町並みを保存しているという実態がありますのでね。そういうことを参考にして、とにかく土産物店やなんか、あそこはレンガだろうと思うのだが、一番悪いのよ、あそこらはね。バスが昔はよく来ていたし。だからね、慎重にね、やっぱりどういうものが一番町並みに適しているかということも検討してやってください。お願いしたい。

○委員長（下垣内和春君） 他に質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） ないようですので、説明員の方は退席していただいて結構でございます。ありがとうございました。

それでは、次に参ります。閉会中の継続審査の申し出についてであります、次回定例

会までの間、当委員会として集中的に継続審査を行わなければならない事件として、別紙のとおり申し出るように考えております。なお、今回は個別案件に行政視察の項目を掲載する必要があるため、決定次第、随時項目を追加いたします。委員の皆様におかれて、継続審査・調査についての御意見なり、御要望はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） ないようでしたら、別紙のとおり、議長に申し出ることに對し、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

以上で本日の予定は終了しました。続いて、行政視察のことをちょっと、今回は5月下旬より、今の予定では岡山方面のほうへ視察を検討しております。スケジュールが決まり次第、随時共有しますので、よろしくお願いしますということと、他の委員の皆様方において、まだ他にこういうところがあるということがあれば、検討もさせていただきますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○委員（吉田基君） サーと自分らが決めて、聞かないといけない、意見を。

○委員長（下垣内和春君） そうそう、当然そうです。

○委員（吉田基君） ただ、ポーズを取るじゃだめよ。言っておくわ。いつも思っていた。

○委員長（下垣内和春君） そういうことで、皆さんの意見を聞きますので、また言っていただきますように。その他、委員のほうから何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） ないようですので、以上をもって、民生都市建設委員会を閉会いたします。

大変ありがとうございました。

午前11時18分 閉会